

船橋市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成25年7月31日

船橋市監査委員 増田尚功  
同 浅野正明  
同 高木あきら

平成15年度包括外部監査				結果措置報告年月日	平成25年7月18日
頁	項目	区分	監査対象機関	事項	措置状況
23	5-1	監査結果	市民文化ホール	土地台帳に価額が記載されていない	財産を移管された時の原簿を基に土地台帳を整備した
23	5-1	監査結果		付帯設備の台帳が整備されていない	付帯設備台帳を整備した
26	5-6	監査結果		大規模修繕改修計画が策定されていない	作成済。但し、公共建築物保全課との整合性を図りつつ修繕する
131	5-1-イ	監査結果	一宮少年自然の家(青少年課)	付属設備の台帳が整備されていない	平成17年9月作成済
132	5-4	監査結果		年間契約となっている給食業務について、必要時のみの随時契約を検討する必要がある	通年開所施設であり、衛生面等を考慮し年間契約とした
133	5-5	監査結果		大規模修繕改修計画が策定されていない	作成済。但し、公共建築物保全課との整合性を図りつつ修繕する